

青森県報

第七百四十七号

令和六年
四月十日
(水曜日)

目次

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
が生活習慣病・対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………
同……………一
- と畜場番号の一部改正……………
保健衛生課……………二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………
福祉課……………二
- 青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程……………
林政課……………二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
建築住宅課……………三

告 示

青森県告示第二百五十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	令和六・一・三
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	〃
保険調剤薬局タイキファーマシー	青森市古川一丁目五の三	六・二・〇
一真堂薬局売市店	八戸市売市三丁目一の三〇	六・二・元

青森県告示第二百五十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あべ耳鼻咽喉科	弘前市大字宮川一丁目二の二二	令和六・二・一
めとき眼科クリニック	弘前市大字北横町五〇の一	〃
弘前駅前整形外科クリニック	弘前市大字駅前町一四の一	六・二・元
一真堂薬局売市店	八戸市売市三丁目一の三〇	六・三・一
リリオンナースステーション	青森市自由ヶ丘一丁目三の一	〃
マエダ調剤薬局黒石店	黒石市大字前町四〇の五	〃

浅原歯科医院

十和田市西三番町一五の三七

六・三・三

青森県告示第百五十三号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号（と畜場番号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表中

日本フードパッカー津軽株式会社
三沢市食肉処理センター

10 6
を

三沢市食肉処理センター

10

に改める。

青森県告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
所 在 地	主たる事務所の所在地		所 在 地		

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	居宅介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	令和六・三・三
--------------------	----------------	------	--------------------	----------------	---------

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	重度訪問介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	〃
--------------------	----------------	--------	--------------------	----------------	---

株式会社絃星会	五所川原市大字豊成字田子ノ浦八七	就労継続支援A型	株式会社絃星会	五所川原市大字豊成字田子ノ浦八七	〃
---------	------------------	----------	---------	------------------	---

有限会社サシライズ	五所川原市大字姥范字桜木二五	共同生活援助	有限会社サシライズ	五所川原市大字姥范字桜木二五	〃
-----------	----------------	--------	-----------	----------------	---

特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	居宅介護	特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	〃
---------------------	---------------	------	---------------------	---------------	---

特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	重度訪問介護	特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	〃
---------------------	---------------	--------	---------------------	---------------	---

青森県告示第百五十五号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	居宅介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	令和六・三・三
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	重度訪問介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字幾世森二一八の六	〃
株式会社絃星会	五所川原市大字豊成字田子ノ浦八七	就労継続支援A型	株式会社絃星会	五所川原市大字豊成字田子ノ浦八七	〃
有限会社サシライズ	五所川原市大字姥范字桜木二五	共同生活援助	有限会社サシライズ	五所川原市大字姥范字桜木二五	〃
特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	居宅介護	特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	〃
特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	重度訪問介護	特定非営利活動法人ケアサポートひまわり	弘前市大字泉野二丁目八の六	〃

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項第一号の調査対象全林分の毎木調査に要する経費及び労力に比べて当該立木の価額が少額であると認められる」を「次のいずれかに該当する」に、「ついで」を「ついで」に、「を行なう」を「（以下この項において「標準地調査」という。）を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項第一号の調査対象全林分の毎木調査に要する経費及び労力に比べて当該立木の価額が少額であると認められる場合
- 二 標準地調査を行うことにより、前項第一号の調査対象全林分の毎木調査を行う場合と同等の精度で調査対象全林分の材積を算出することができる」と認められる場合

附 則

- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に締結した青森県営林に関する条例（昭和三十六年四月青森県条例第二十九号）第三条第一項の規定による地上権設定契約その他地上権の設定に係る契約若しくは同項ただし書の規定による土地の賃貸借契約又は同条例第四条第一項の規定による委託に関する契約に係る県営林の立木について、改正後の青森県営林の立木及び素材売払規程第二条第二項第二号に該当することにより同項に規定する標準地調査を行う場合においては、あらかじめ、当該標準地調査の対象となる県営林に係るこれらの契約の相手方の同意を得るものとする。

青森県告示第二百五十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第四十一条第一項の規定により公示する。

令和六年四月十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

消費者信用生活協同組合	社	住宅確保要配慮者居住支援法人
	会	
岩手県盛岡市南大通一丁目八の七	十和田市西二十三番町二の八	支援業務を行う事務所の所在地
青森市安方一丁目三の小田島ビル三階	十和田市西二十三番町二の八	指定期日
〃	令和六・三・三	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭